

第1回 鎌ヶ谷市企業誘致支援制度検討委員会〈議事録〉

■ 日 時：平成28年10月11日（火）14：00～16：00

■ 場 所：鎌ヶ谷市役所 6階 第4委員会室

■ 出席者（敬称略）

・委員 高野 泰匡

・委員 三浦 理

・委員 関 浩

・委員 川上 輝

[事務局]

・市民生活部商工振興課 葛山順一課長、戸邊恵美子課長補佐、
星野峻甫主任主事、戸井田和夫（再任用）

[傍聴人] 0人

■ 会議概要

1. 委嘱式

清水市長より各委員に対して委嘱状を交付した後、市長挨拶。引き続き、各委員から自己紹介をいただいた。

清水市長は、公務の都合によりここで退席した。

2. 検討委員会

(1) 委員長の選出について

委員の互選により、高野泰匡委員に決定した。

また、委員長に事故などがあつた場合の職務代理者を委員長の指名により決定した。

以後、委員長が議長となり会議を進行する。

(2) 会議の公開・非公開の決定について

会議を原則公開することが全員一致で決定した。

ただし、会議の中で個人情報に関わる発言などがある場合は、その時点で非公開とする。

(3) 会議署名人の選定について

委員長の指名により、関浩委員と川上輝委員の2名を選任した。

(4) 鎌ケ谷市における企業誘致に係る支援制度について

事務局より「鎌ケ谷市における企業誘致に係る支援制度のあり方について（概要版）」に基づき説明した後、各委員より制度内容について意見等をいただいた。

(A委員) 支援制度の概要について一点確認したい。今、検討をしている支援制度については、いつ頃からの運用を目指しているのか。

(事務局) 支援制度策定の今後のスケジュールですが、本検討委員会の終了後は検討内容について庁内にオーソライズを行うとともに、議会への報告を行い、パブリックコメントの実施を予定しています。

このパブリックコメントの結果を受けて、来年度には企業誘致の支援策として制度化を図りたいと考えています。

(A委員) 検討委員会の役割というのは、パブリックコメントに諮るための支援制度内容の検討をするまでということが良いのか。

(事務局) そのとおりです。

(A委員) せっかくの機会なので、各委員の立場から企業誘致に関わる最近の話題など、差し障りのない範囲で自由意見として頂戴したいと思う。

まず、私は鎌ケ谷市の基本計画策定から携わってきている。その頃から、土地を持たない鎌ケ谷市でどのように企業誘致を進めて行けばよいか、検討をしたところである。

基本的には、企業誘致をする際は工業団地なりをもってそこに企業を誘致し、雇用や税収増の効果を得るもの。

香取市のソニー跡地のような、工業団地でないところを工業団地化すると言うようなことが、鎌ケ谷市でもできれば良いが、なかなかそうもいかない。どうしたら鎌ケ谷市で企業誘致を進められるかと考えた中、一つは工場を持ってきてやってもらうということではなく、業種や業態のような施設内容に着目しようと。工場のような大規模製造業ではなくて、中小規模の工房のようなものであったり、製造業でも工場ではなく営業支店というような機能移転で活用してもらうことで、鎌ケ谷市らしい企業誘致となるのではないかと思う。

先ほど、企業誘致の効果として雇用と税収増とお話ししたが、もう一つは、地域の持つ課題解決につながるような企業誘致も考えられる。今回、小児科

の夜間診療が対象に加えられており、注目すべきものだと思っている。

また、今まで企業誘致と言うものは、工業用地に大規模工場を持ってくるようなことであったが、人口減少時代を迎えると、これまでの開発型の企業誘致は困難になってきた。大きな変わり目を迎えている。

昔は製造業であれば工場と絞られていたが、現代は規模や施設内容と幅広くとらえることができ、一概に業種では絞れなくなっている。

それと、外から企業を呼んでくるだけではなく、市内企業の再投資と言うのも、企業立地という観点から見ると対象になってくる。

そういうことを考えると、再投資・拡大投資だけでなく、例えば事業継承の問題やM&Aも企業立地なのかなと思うので、そういった意味からも企業立地を考えたほうが良いのかなと思う。

支援制度を作ったから企業が来るかということではなくて、むしろその都市がもつ総合力のなかのポイントとして支援制度を見るもので、支援制度が策定されたから終わりということではなく、ここからがスタートなので、この支援制度プラス、その企業誘致を位置づけた体制整備が必要である。これも行政だけでなく、最近よく言われている産学官金（注1）、さらには労言（注2）まで加わるような、幅広い地域の総合力というのが必要になってくる。

地域ごとの特徴も持っているので、国で言うところの広域連携というのですが、鎌ヶ谷市だけで考えるのではなく、他の都市との連携を図っていくのも大切だと思う。近隣だと地域特性も似ていて取り合いになるが、例えばファイターズつながりで札幌、それから2軍つながりで筑後なんて言うのも良いかもしれない。あるいは梨つながりというのも良いと思う。

そう言ったものを踏まえながら、鎌ヶ谷市の価値を上げていく、あるいはお互いがウィンウィンになるような形にもっていく。これもこの中で、企業の拡大を図っていければ良いのかなと思う。

注1：産業界（民間企業、商工会等）、学校（大学などの教育・研究機関）、官公庁（国や地方公共団体）、金融機関（地方銀行・信用金庫等）

注2：労働界（労働組合等）、言論機関（地方のマスコミや情報発信者等）

(C委員) 3カ月前までいた支店では、観光ファンドを設立しファンドを取り扱うようになったが、宿泊施設の整備などに活用されていると思う。

企業誘致に関しては、総合戦略の一環として市の方と個別に企業の紹介など具体的な話をしてきた。ただ、香取市は人口問題が大きい中で、ソーラーパネルを設置した電力買い取り事業などもやっているが、雇用が生まれていない状況である。

圏央道が整備された関係から、インターチェンジ周辺に運送業者が興味を示してはいるが、そこまで多くの従業員を必要とするものでもない。

先ほど説明いただいた内容については、これまで3年という期間をかけて策定をされているということだが、私の中で違和感があるのは、鎌ヶ谷市には関係ないのかもしれないが、老人の問題、老健施設(介護老人保健施設)等の事業者を対象に考えても良いのではないかと思う。もっと市街化調整区域の活用も考えた方がよいのではないか。

前任市には産婦人科が一軒もなく、当行を通じて誘致を何件かやったが、とにかく出てきてくれない。千葉県には2つ評判の良い病院があって、鴨川の亀田総合病院と旭の国保旭中央病院である。この地域はお子様も産めるので、とても好評である。

千葉ニュータウンでは、1万人規模の従業員を計画しているような事業所の進出計画が進んでおり、沼南町でも物流倉庫が入ってくると聞いているが、そうすると、新たに大規模な雇用が一気に生まれることになる。

鎌ヶ谷市には工業団地もなく、それほどの規模のものを誘致するのは難しいので、市街化調整区域をうまく活用していく方法を考える必要があるのではないか。これは、企業誘致ではなく都市計画法の問題なので、ここで話す内容ではないのかもしれないが、現状のこの地域の中で誘導してくるのは、地価の問題もあり厳しいのかなというのが第一印象である。業者を絞り基準を緩和して、市街化調整区域でもできることを考えても良いと思う。

また誘致したい企業条件に「交通の利便性」とあったが、電車の便は非常に良いと思うが、企業は電車でモノを運ぶわけではないので、やはり道路交通が最優先になるものと思う。

今度、東京外かく環状道路が市川で接続するが、この7キロメートル区間が接続すれば、鎌ヶ谷市も含めたこの地域も、飛躍的に伸びる地域になると当行もみている。

羽田空港と成田空港のちょうど真ん中に位置していて、新鎌ヶ谷地区にもホテルがあるが、いつ見ても部屋が埋まっていると言う状況から、そういったニーズもあると思う。そういった業種が良いかというとは別な話だが、この地域の中で探すとなれば、考えていかなければならない業種であると思う。

(B委員) 千葉県の工業立地について簡単に説明させていただきたい。

経済産業省の工業立地調査によると、1,000平方メートル以上の土地を取得した製造業の工場がどれくらい立地したかという調査になるが、千葉県は全国のなかで20位前後、平成27年度で20件、平成26年度で28件、平成25年度で15件となっている。平成28年度は上半期11件で例

年並みである。昨年の20件の業種の内訳として一番多いのが食料品の製造業で7件、首都圏に近く食料品を作る企業の立地に適している。企業立地課への問い合わせも非常に多い。

その他にも千葉県では物流施設が伸びている。工業立地調査の他に千葉県独自で物流施設等の調査を実施したところ、平成25年19件、平成26年30件、平成27年40件と、物流施設の立地が飛躍的に伸びてきている。

最近の物流施設は以前の倉庫というイメージではなく、雇用を生むような、千葉県の補助金では流通加工施設と呼んでいます。一棟でも500人から1,000人という雇用を生むような施設も増えているので、従前の雇用の創出の場としてあげられる、製造業の工場にも並ぶものと思われる。ただ、鎌ヶ谷市の場合は大きな土地もないので、そういった状況を考えたうえでの補助金の内容になっていると感じる。

千葉県の立地企業補助金についても、平成26年に大きく見直して、立地要件の緩和や市町村との連携制度を新たに加えたところだが、中でも再投資を新たに加えたことが大きい。

今までの企業誘致は、他県から千葉県に呼んでくるものをメインにしていたが、千葉県でも産業用地が減っている中で、千葉県から企業が出て行ってしまっただけではいけない。特に今まで県内で頑張ってくれていた企業が、さらに千葉県で発展していってもらえるのであれば、それを支援していった方がよいという視点を加えて、再投資の支援を新設したところである。

新制度の認定状況は、平成26年が15件のうち新規の立地が6件、再投資が9件となった。平成27年は24件のうち新規立地が15件で再投資が9件となっていて新規立地も伸びているが、再投資も非常に多い状況である。

再投資の支援を制度化したことによって、県内の企業と話をする機会が多くなり、企業の現状など把握できるようになったと思う。

鎌ヶ谷市の制度にも再投資が含まれているので、現在市内で頑張っている企業を支援できる良い制度だと思う。

工業団地の状況は、平成17年の県内で空いている工業団地は411ヘクタールだったが、平成27年には約100ヘクタールとなり4分の1に減っている。そのため、県では茂原市と袖ヶ浦市に新たに工業団地を整備しているが、それも一時的なものになると考えている。

東葛飾エリアについて言えば、空いている工業団地もなく、新規に工業団地を整備する土地も無いなかで、いわゆる工場の跡地等の遊休の土地を県内市町村や不動産屋、金融機関との協力により情報収集して、情報を250件くらいストックしている。鎌ヶ谷市の物件は無い状況で、鎌ヶ谷市内で産業用地を探す難しさがあるのかなと思う。

そういったなか、企業誘致協力金という新しい取り組みが提案されているので、遊休不動産がうまく取り込めるようになれば良いなと感じている。

(D委員) 地元の商工会員のほとんどは、家族で経営しているような零細企業ばかりである。その中で人口も減り、大型スーパーも立地する中で、そちらにお客が流れてしまい、地元で買い物する人も減っていることから、商店の衰退と閉鎖が見られる。また、後継者不足も進んでいる状況である。

市内の商店会は15団体あり、地元を活性化しようとイベントなどを実施してはいるが、結局はイベントだけで、いざ買い物となると大型スーパーに流れてしまう。

鎌ヶ谷市に企業も増えて、人口も増えてという施策をやっていかななくてはならないと思うが、鎌ヶ谷市そのものがどの方向に向かっているのか。都市化を求めるのか、緑豊かな農業都市を目指しているのか、はっきりしない中で、街づくりをどのように考えてゆけば良いのかわからない。

いわゆる都市化を進めるのであれば、私は、街づくりは都市計画だと思っているので、都市計画を見直し、用途地域の変更をする、容積率を緩和するなどが必要だと思う。近隣に比べて、鎌ヶ谷市は工業専用地域もなく、商業地も小さな建蔽率、容積率であるため、土地を有効活用できない。100万円のものは100万円分しか使えない。200パーセントなら50万円で、400パーセントなら25万円で買える。

また、市街化区域の中に市街化調整区域がある。容積率が30パーセントや50パーセントのところもあり、厳しい都市計画の中で、企業誘致と言われても、受け皿が対応できていないのではないか。企業を誘致するには、排水下水等のライフラインも整ってないといけないと思う。

例えば、地元にある中規模の私市醸造や茂野製麺などの会社が、工業団地や準工業地域とかにあれば良いが、都市計画ができる以前からある場所で、今から建て替えをするとか整備をしたいと言っても、制限ができてしまっていてできない。では、どうするかと言うと、仕方がなく県外や市外に移転しようということになる。既存の企業がいられなくなっている。

産科、産婦人科を誘致してくれと言うが、鎌ヶ谷市内にも産婦人科が3カ所ほどあり、そういう既存のところはどうするのかという問題もある。

速攻性があるのは、やはり都市計画の変更になると思う。

(A委員) 企業誘致は商工振興課が窓口になっているが、市内一体となり、都市計画などいろいろな課にまたがった課題に取り組む必要があり、そういった意味で、支援制度が作られてからがスタートである、と申し上げたと

ころである。

その支援体制については、今回の委員会とは別の議論になってしまうが、そういったことも考えながら、いろいろご意見をいただきたい。

とりあえず、議題にある「支援制度について」に戻っていただき、概要版に沿って、順繰りに意見を頂ければと思います。

まず、誘致したい企業の条件について、個々にご意見を頂ければと思う。

(D委員) これを見ると「市民生活や地域環境を悪化させない企業」とあるが、今の都市計画を変えないで、現状のなかでやるということですよ。

(A委員) たとえば公害的なもの、交通状況を悪化させるとか、環境負荷を与えないようなものと言うことだと考える。

(事務局) そのとおりである。

(C委員) 誘致対象業種の前提になる条件と言うことですよ。

(A委員) そう言うことです。この条件の中でさらに対象の企業を絞っているということですよ。

一点聞きたいが、②の集客力という観点で行くとどうなるのか。先ほどの香取市佐原のように明確に観光地となればわかりやすいが、鎌ヶ谷市は何で集客力を得ているのか。たとえば梨なのか、それとも成田空港が近いとか、何を持って集客力があると言っているのか。

(事務局) 日本ハムや梨農園とか…。

(各委員) 何万人も集まるものでもないような気がするが…。

(D委員) 特別大きなイベントが無いと、そんなに集客はできない。

(A委員) 定住人口は今後確実に減っていく中で、定住人口にプラスして交流人口を増やしていかなければならない。交流は観光であり、ビジネスであり、とにかく人が行き来する。ただ現状では新鎌ヶ谷駅は乗換駅であり、人が降りてくれないと思う。そのため降りる策を考えなくてはいけないと思うが、この辺のお考えはあるのか。

(事務局) おっしゃるとおりで、新鎌ヶ谷駅の乗降客が約10万人弱いる中で、駅の結節点として乗り換えで終わらせるのではなく、降りてもらうことが大切である。いま新鎌ヶ谷地区では、新京成線連続立体交差事業をやっているところで、この事業が完了した暁には、駅周辺の交通動線の見直しも含め、都市建設部でも検討しているところで、まさに降りてもらうことの算段をしているところですが、具体的なものはまだ決まっていません。

(D委員) 乗り換えだけではなく、南側のロータリーのところでは近隣大学への通学バスの発着地となっていて、朝から多くの若者がいる。

若い人たちの話を聞くと、遊ぶところがないということをよく聞く。

(C委員) 鎌ヶ谷市はカラオケなどもない。

(A委員) そういうのも対象にしても良かったかもしれませんね。

(事務局) 平成23年の企業へのアンケート調査では、新鎌ヶ谷が開発中のところなので、ある程度固まった段階で検討をしたい、と言う話をする企業側の意見が多くあった。

(A委員) 鎌ヶ谷市は中心市街地活性化法に基づく計画は持っているのか。

(事務局) 持っていない。

(A委員) 東武鎌ヶ谷駅の周辺は、今どうなのか。

(D委員) 東口の方は区画整理が行われて、西口側がそのままになっている。

(事務局) 東口は7.8ヘクタールの区画整理を行い、駅前広場、駅周辺は店舗、上層階が住宅棟のビルが建っている。西側はもともと商店街があったのですが、区画整理区域から外れたところで、都市計画道路等の整備もしているが、産業構造としては、地盤沈下している状況です。

(A委員) 何が良いのかと言うのは難しく、鎌ヶ谷市の人口構成と言うか、人口の多い所で、コンビニだとか当たり前にくる企業は対象としませんよ。そうではなく、市民の暮らしにと言う点では、遊ぶところが入っていても良いと思う。スポーツジムやライザップなど何でも良いが、そう言ったも

のが駅前にあってもいいので、対象を広げても良いのかもしれませんがね。

でも、補助金があるから来るものでもない。あくまでも鎌ヶ谷市として意思表示をするという意味で、支援制度を実施すること。

(B委員) 県で企業誘致をしている中で、市町村に製造業などを誘致した際に人が集まらないことがある。市民にとっては、製造業の工場ではなく、事務所が良いなど、市民が働きたい所と県が誘致したい業種とで差があるのかも、と感じている。

鎌ヶ谷市の状況が、都内勤めではなく、市内でのパートを探している奥さんが多いのであれば、そう言った方々を必要とする業種を誘致するのも良いかもしれない。企業を呼んだ際に、働き手を探すのに苦勞をしないよう市民のニーズを調べておくなど、考慮した企業誘致をするのも良いと思う。

(A委員) 企業は人。生産人口の減少もあって、立地条件が良くても雇用の確保が容易でなく、企業にとっては難しいこともある。

働く側の意識として、旦那様は都内に勤めていて、奥さんはマンションのローンを払うためにパートでもしようかと言うこともあり、わざわざそういう人を狙って企業が入ってくることもある。

あるいは、子育ての最中なのでフルタイムは無理よと言うように、働き方は色々ある。その働き手に合わせた雇用貢献という側面もあるので、そこに対応するために多様な業種を対象にすることも必要かもしれない。

税収に貢献可能な業種となると、かなり設備投資が必要になると思われる。本社であればそれなりの固定資産税が入ると思うが、一般の事業所で固定資産税を期待するのは難しいように思う。

(D委員) 土地や建物に相当な額を投資しなければならない。

(A委員) こういった条件は基本的なもので、場合によっては「市長特例」と言うようなケースも考えられるのでしょね。

そのほか、条件について意見はありますか。

それでは、次の「優遇措置の内容」についてですが、基本的には税の優遇措置によるものと補助金あるいは助成金によるもの、あとは融資によるものがあげられるが、今回の場合は税金で、一度支払ってもらったものを返すというものになっている。

もう一つ特徴的なのが「企業誘致協力金」ということで、地権者に対して優遇措置を設けていて、これは全国でも少ない取り組みである。

これについては、いかがでしょうか。

(C委員) 誘致協力金の「売却の場合」について、理解できないのですが、どう言うことでしょうか。

(事務局) 地権者が立地企業のために土地を売却した際、すでに支払った当年度分の固定資産税及び都市計画税相当額を支払うものです。

(C委員) 払った分を返すということなのか。

(事務局) そのとおりです。

(D委員) 市がやることだから、固定資産税や都市計画税のことぐらいしかできないんですよね。譲渡税などは…。

(事務局) そうですね。国の税金までは、なかなか…。

(A委員) ただ優遇措置の場合、これは鎌ヶ谷市のものだが、合致すれば千葉県等の制度等も使える場合もあるのですよね。

優遇措置の場合はこの額だとかで決まるわけではない。では、優遇措置が無いとなるとどうかと考えると、最近では優遇措置が無いと誘致する気がないのだと企業にとらえられてしまうこともあるので、それなりにあれば良いのかなと考える。決して競争ではない。

補助金をもらって、何年間かしたら企業が撤退してしまった。そうなったときに、補助金を返してもらうことがあるので、一定の年数を設ける必要もありますよね。

(C委員) キャッシュバックの方法は、毎年毎年行うということか。

(事務局) 一括ではなく、毎年行うものです。

(A委員) 固定資産税だと評価額が下がっていくので、その分補助する額も減っていきますよね。

(事務局) そういうことです。

(A委員) 今回市税を対象としているが、税制の面だと均一課税や減免も考えられる。減免だと3年くらい、均一課税だと率を変えて、3年や5年～10年くらいというのも最近ある。

減免にしてしまうと、交付税算定の時にもらえるものがもらえなくなったということになり、総務省からその分減らされる話にもなりかねない。今回の優遇措置は減免ではない。

条例の中には、こういった企画以外にもいろいろと盛り込まれると思うが、支援制度となると、こういった優遇措置以外に便宜供与的なものを入れるケースもある。お金だけではなく、色々なことに対して企業に協力しますよというような。

条例の中にこういったものを盛り込むかは別として。あとは、空き店舗などの改修費用についても、面倒をみてあげるよというようなものもある。

(事務局) 空き店舗の改修については、すでに別のものとして取り組んでいる。

昨年度から、空き店舗の改修費用について事業費の2分の1で上限100万円の補助金交付事業を実施している。

(A委員) そうなると、その改修費用の補助とこの支援制度の2つの支援を受けられることができるということに…。

(事務局) そうなります。そのため、企業誘致支援策の制度化の際には、既存の空き店舗に対する補助金事業との整合をする必要があると考えています。お陰さまで、昨年度については7件、今年は5月から募集を開始して、予算額500万円に対して8月早々には予算額に達するという形で、問い合わせ数は30件を超えています。

(A委員) それは、どちらもうまく使えるようにしておいた方が良いでしょう。

それでは、対象要件になりますが、誘導エリアと対象業種について、ご意見ありますか。

農業で植物工場というのは、千葉大がありますので、(株)みらいなどを想定しているのではないかと。あとは、梨の加工なども入っている。

土地が無い中で、運輸物流をどう考えるのかなというのが少し気になります。あとは情報通信業、小売、教育・学習とありますが。

やはり、街中で運輸・物流というのは違和感がありますが…。

(C委員) これ以外のものは一切認めないのか。

(A委員) やはり、「市長特例」と言うような文言を入れておいた方が良いかなと感じる。

(D委員) この業種のみが優遇措置を受けられるということなのか。

(A委員) 小売りが良くて、飲食業がダメというのもどうか…。
あるいは集客であれば、ホテルと言う考え方もあるが。

(B委員) 県の制度の再考の時もそうだったが、新規のホテルとなると既存施設とのパイの取り合いになるおそれもあり、既存施設の再投資も支援できるようにと配慮したところである。補助金が無くても、商売上の立地条件だけで進出してくるような業種については、あまり入れない方が良いのかなと思う。

入れることによって、既存企業に影響を及ぼすものは気を付けた方が良い。製造業であれば、作るものが違えばあまり関係ないだろうが、小売りなどは、既存の小売業者など鎌ヶ谷市の状況を考慮する必要がある。

(A委員) 運輸・物流業は、国道464号沿いの特定流通業務施設地区であればわかるが、街中のイメージではないのではないかな。

それから小売業、いわゆるスーパーだとか普通の商店とかも含むということなのか。それともいわゆる小売業の本社や営業所とか、先ほどの施設内容で絞るのか、この辺はいかがか。

(事務局) 運輸物流については、平成25年に取りまとめた基本計画によりまして、25ページにある誘致効果の高い業種ということで、取り上げられていることから、対象に含めたということである。

(A委員) 税収が高いということは、設備投資がかなり入っているからだが、鎌ヶ谷市でそれだけの設備投資ができる場所があるのか。

また、小売りについては、市民が来て欲しい小売業とはなんなのか。

(事務局) 市民アンケートの結果、買い物弱者というか、買い物できる場所が減っているものを受けて、加えたものである。

(A委員) 特定しておく必要があると思う。自営業ベースで良いのか、それともイオンのようなものが良いのか、ニトリやユニクロが良いのか、求めるもの

によって、大きく変わってくるので、ここは明確にしておいた方が良い。たぶん業でいってしまうと業種なので、本社、営業所、倉庫など全部が含まれてしまう。それから形態でいくと、スーパー、専門店、デパートなのか。

(C委員) 要は千葉ニュータウンの464号沿いのイメージや、佐倉市で言えば寺崎のような、URが元々持っている土地を開発するようなものか。

(D委員) 464号沿いは物流じゃなくて、白井市や印西市のように、物販とかもできるようなにはならないのか。

(A委員) 464号沿いと街中の物流業の違いなどを明確にした方が良い。事務所に限るというのであれば、問題ないかもしれないが。

(C・D委員) 飲食業なども良いと思うが…。

(A委員) 高架下の使い方を考えるのもあると思う。

(C委員) 企業誘致というイメージではないんですね。

(A委員) その運輸・物流業の考え方とかどうですか、事務局としては。

条例のほかに細則などで決められると思いますが、特に物流や倉庫系で気を付けなければならないのは、産廃処理業者が原材料の倉庫と言い張って産業廃棄物のヤードとかに使われてしまうことがある。

(事務局) 持ち帰り検討したい。

(A委員) 一般診療所のうち、産科、夜間診療を行う小児科とあるが、現在病院を営んでいてその科目はやっていない病院が、新しく産婦人科を設けると言うことがあった場合は、再投資になるのか、あくまでも新規なのか。

(事務局) 通常は総合病院等でないと、あまり起き得ないことと考えている。

基本的には個人病院を想定しており、産科をやる業態のクリニックや医院に来てもらいたいと言うことで考えている。

一定規模の病院になると、千葉県の医療計画に該当してくることになるので。

(A委員) 千葉県の計画では何名以上が該当してくるのか。

(事務局) ベッド数20以上が県の計画に該当してきます。

病床数が19までは医院・クリニックとして認めるということで、建築確認の許可をとれば、県の許可を取る必要はないということになります。

(C委員) 業種は、収益が多い方の業種で絞るのか。

最近では、1つの業種だけをやっている会社は少ないと思うが、定款に載っているだけでよければ、どこでも利用できてしまうのではないのか。

(A委員) この場合は、鎌ヶ谷市で何をやるかという判断になるのではないのか。建設業から植物工場をやる人もいたりするわけで、本業は工事業なのだけど鎌ヶ谷市では農業に当てはまってくるので、鎌ヶ谷市で何をやるのかということになるのではないのか。業種は、事業内容で判断をする必要があると思う。

教育・学習支援業とは塾とか予備校、英会話教室とかが含まれると、こういった細かい部分も齟齬が生じないように検討いただいたほうが良いと思う。

(B委員) 税収で貢献できるという条件でいけば、本社というのは効果的なので、業種にこだわらず、本社であれば最優先で誘致対象にいれても良いのではないのか。

小売業や塾なんかは入れ替わりも多い業種なので、補助金を出した後に、いつの間にか撤退されてしまうこともある中で、どれだけ把握して縛れるのかなというのには、考慮した方が良いのかなと思う。

(A委員) 確かに業種に限らず本社がくれば一番良いので、先ほどの業種の中で明確にする部分と、要件についてはもう少し検討の余地があると思う。

最後に、要件になりますが、常時雇用者10人以上というのは中小企業ではきついかもしれない。ハードルを高くするというのには、鎌ヶ谷市がそれなりの企業を呼ぶという表れかもしれないが…。

(事務局) 市内の事業所では、従業員9人以下が8割を占めており、できればそれ以上の規模の企業に来ていただきたいということで設定したものです。

(A委員) ただ、それだけの1億円を投資するほどの場所があるのかと言う問題もあるが…。

(事務局) 鎌ヶ谷辺りで、坪30万円位で10人入れるような駐車場込みの建物となると200坪くらい必要になる。土地代だけでも6,000万円。ここに建物や設備を合わせれば、1億円くらいにはなるのかなと…。

(A委員) ただ200坪となると、鎌ヶ谷市で見ればかなりの土地ですね。

(事務局) そうですね。

(A委員) 賃借型の場合は、設備投資だけで考えるのか。また、土地を借りて建てる場合はどうなるのか。

(事務局) 土地を借りて建てる場合は、賃借型にするかそれとも取得型にするのかを、企業側に選択してもらうことにしている。

(D委員) 誘致要件は、両方当てはまらないとダメなのか。

(事務局) そのとおりです。

(A委員) 5年以上継続して操業している企業というのは再投資の条件か。

(事務局) そうです。

(A委員) 先ほど話にでましたが、新規の場合に奨励金を受けるとなると、最低何年間ないといけないという縛りはあるのか。

(事務局) 5年という縛りを設けています。

(A委員) つぶれてしまった場合は。

(事務局) つぶれてしまった場合は、やむを得ないのですが。

(C委員) 一般診療所については、投下固定資産額及び常時雇用者数の要件を問わないと言うのは、産科と夜間診療を行う小児科だけということか。

(事務局) そのとおりです。

市がどうしても来てもらいたいという産科と夜間診療を行う小児科のみ

が対象ということですか。

(D委員) それは市街化調整区域でも良いということか。

(事務局) そうです。

(B委員) 賃借型の要件というのはどうなるのか。

賃借型だけでは、この要件を満たすのは難しいと思うが。

(事務局) 資料の中にある企業誘致支援制度の概要図をご覧ください。

取得型については、投下固定資産が1億円以上と常時雇用者数10人の二つの要件となり、賃借型については、常時雇用者数のみが要件となります。

(A委員) 新規雇用する場合は市民とするよう努めるとあるが、これでは努力義務で終わってしまうが、良いのか。

(事務局) 当初は、10人のうち3人以上の市民を雇用するなどの要件を加えることを検討していたが、そこを縛ると難しいのかなという結論に至り、雇用するのであれば、できれば市内居住者の方を雇用してくださいと、付記するところまでしかとれないのかなと…。

(A委員) すると、10人以上の常時雇用者があったとして、必ずしも労働者が市民である必要はないと。市外から通勤で来てもらうということでも、良いということか。

(B委員) 他の市だと、市民の場合は1人で2人換算するなどの特例を設けているところもある。そういった形で市民の雇用を促す方法もあり、そうすれば、鎌ヶ谷市民を5人雇用すれば、10人とみなすというようなことになる。

(A委員) そのほか、全体を通してなにかありますか。

(事務局) 事務局から質問したいのですが、優遇措置の期間を3年とか5年とか期間を設けていますが、この期間中に企業が撤退した場合にキャッシュバックした補助金などはどうしているのか、事例等あれば教えていただきたいのですが。

(B委員) 千葉県は、新規企業に対して10年間の操業義務を課している。仮に100万円を補助して5年で撤退してしまった場合は、10分の5を乗じた50万円を、7年であれば10分の3を乗じた30万円を返還していただくようにしている。

10年が良いかどうかは分からないが、あまり長すぎると企業にとっては足かせに感じるだろうし、無ければ無いで、回収できずに税金を払い損してしまう可能性があるのでは、一定規模の年数は必要かと思う。

(A委員) 助成金を出す場合、キャッシュバックは前年分を返すだけなので実は懐が痛まないが、議会などではなかなか理解してもらえないことがある。

取得型が途中で撤退してしまった場合は、後は返還してね、で良いと思うが、貸借型の方の対応がよく分からない。

(事務局) 貸借型の方が撤退の可能性が高いので、その辺の対応が難しいと思っている。

(A委員) 本来は民間の貸借ですよ。民間の物件に入っている貸借で保証金や敷金、礼金とかも入っていると思うが、行政の場合は保証金を積んでくれなどは言えないでしょうからね。

気を付けたいのは、雇用補助金というのがあって、常用雇用者を一人雇うと何十万円あげるというもので、10人雇ってその分を貰って逃げちゃうということもあるので、そういう危険がないのは救われているかなと思う。

話は少しずれるが、要件に合致すれば無制限に企業支援をするのではなく、企業の財務状況等をプロにしっかり見てもらい、審査するということも考慮した方が良く思う。そうすることで、先ほどのリサイクル業者みたいなものが仮に来て、事業計画などを見て選定することもできるのではないかな。

では委員の皆さん、全体としてはよろしいでしょうか。

業種とか施設内容とか細かい議論が出ましたので、事務局の方で整理をしていただいて、規則なりで縛っていただければ良いのかなと…。

ほかにご意見が無いようですので、本日はこれで終わりにいたします。

(5)その他

・次回の日程について

11月10日(木)13時30分より、市役所にて開催することに決定。
詳細については、改めて事務局より通知文を送付する。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年11月 1日

署名人 川上 輝 _____

署名人 関 浩 _____